

概要版

徳島県幼児教育振興アクションプランⅡ

幼児にかかる全ての人が



人間形成の基礎を
培う
幼児教育

全ての幼児に
提供される
質の高い幼児教育



幼稚園教育要領
保育所保育指針
幼保連携型認定こども園
教育・保育要領の
趣旨を踏まえた
幼児教育

本県の目指す幼児教育を実現するために
それぞれの役割を果たしながら連携し
取組を進めていきましょう。

平成27年3月
徳島県教育委員会

幼児教育振興アクションプランⅡ

本アクションプランは、今後5年間にわたって、幼児教育の充実を図るための総合的な基本計画です。

1 策定の趣旨

幼児期における教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであり、幼児期の特性を踏まえた充実した教育が行われることが求められます。徳島県教育委員会では、幼稚園教育を核とした幼児教育の振興に取り組んできましたが、平成27年度から実施される「子ども・子育て支援新制度」の趣旨を踏まえ、徳島県の幼児教育の現状を踏まえた「徳島県幼児教育振興アクションプランⅡ」を新たに策定しました。

本アクションプランでは、本県の幼児教育が更に充実するための基本方針や重点目標、具体的な取組を示し、幼児期の子供にかかる幼稚園・保育所・認定こども園、家庭、地域社会、行政等が、それぞれの役割を果たしながら取組を進めていくことを目指しています。

2 実施期間

平成27年度から平成31年度までの5年間

3 本県における幼児教育の現状と課題

これまでの取組から

●充実した幼稚園教育の提供

幼稚園教育要領に基づいた実践が進められてきました。これまでの実践を伝承し、発信していくことが必要です。特別支援教育や子育て支援等を充実させるためには、設置者の役割も重要です。

●発達や学びの連続性を踏まえた幼児教育の充実

全ての公立校で幼・小連携が行われています。接続カリキュラムの作成や合同活動の充実、地域における保・幼・小連携の推進、小学校以降の学習や生活の基盤の育成という観点からの保育の充実が大切です。

●教員の資質及び専門性の向上

研修による保育実践力の向上が見られます。しかし、研修への参加や園内研修の実施が難しい状況があり、学ぶことのできる場と機会の保障が必要です。

●家庭や地域の教育力の再生・向上

幼稚園等施設における子育て支援活動が定着してきました。今後は、家庭や地域の教育力向上のための研修や情報提供、地域ぐるみで家庭教育を支援する体制の整備が必要です。



「子ども・子育て支援新制度」について

「子ども・子育て支援新制度」とは…

平成24年8月、日本の子ども・子育てをめぐる様々な課題を解決するために、「子ども・子育て支援法」という法律ができました。この法律と、関連する法律に基づいて、幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進めていく「子ども・子育て支援新制度」が平成27年4月に本格スタートします。

★ 詳しくはこちらをご覧ください。

「『子ども・子育て支援新制度』ハンドブック」「なるほどBOOK」

内閣府・文部科学省・厚生労働省

<http://www8.cao.go.jp/shoushi/index.html>

新制度を踏まえて

●幼稚園・保育所・認定こども園等における質の高い幼児期の教育・保育の提供

新制度は、質の高い幼児期の教育・保育の提供を目的の一つとしています。各施設においては、幼児を中心に据えた教育・保育を展開し、幼児の健やかな育ちを支えていくことが求められます。

●保育者の資質と専門性の向上

質の高い幼児教育の提供には、保育者の資質と専門性の向上が欠かせません。保育者が施設内外において充実した研修を行うことができるよう、研修体制の整備と研修内容の充実が図られなければなりません。

●幼児教育推進体制の整備と

幼児教育の重要性に対する意識の向上

県及び幼児教育を担う施設の設置者は、幼児教育推進体制の整備を行う必要があります。幼児期の特性や幼児期にふさわしい指導内容・方法を理解するとともに、幼児教育の重要性に対する意識の向上を図り、幼児教育の推進に努めなければなりません。

●新制度で増える教育・保育の場

幼稚園

小学校以降の教育の基礎をつくるための幼児期の教育を行う学校

保育所

就労などのため、家庭で保育のできない保護者に代わって保育する施設

認定こども園

教育と保育を一体的に行う施設

地域型保育

施設より少人数の単位で、0～2歳の子どもを預かる事業

4 目指す幼児教育と基本方針

(1) 目指す幼児教育

● 人間形成の基礎を培う幼児教育

幼児期は、心情、意欲、態度、基本的生活習慣など、生涯にわたる人間形成の基礎が培われる極めて重要な時期です。幼児は、生活や遊びといった直接的・具体的な体験を通して、情緒的・知的な発達、あるいは社会性を涵養し、人間として、社会の一員として、よりよく生きるために基礎を獲得していきます。また、幼児期は、知的・感情的な面でも、人間関係の面でも、日々急速に成長する時期であるため、この時期に経験しておかなければならぬことを十分に行わせることは、将来、人間として充実した生活を送る上で不可欠です。

このような幼児期に行われる教育は、子供の心身の健やかな成長を促す上で、極めて重要な意義を有しています。

● 幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領の趣旨を踏まえた幼児教育

幼児教育を担う施設である幼稚園、保育所、認定こども園においては、幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領(以下、「幼稚園教育要領等」という。)に述べられていることを基として、幼児期にふさわしい幼児教育の在り方を理解し、教育・保育を展開していくことが求められます。

幼児教育は、幼児期の特性を踏まえ、環境を通して行うものであることを基本とします。幼児の主体的な活動を促し、幼児期にふさわしい生活が展開されるようにすること、遊びを通しての指導を中心としてねらいが総合的に達成されるようにすること、幼児一人一人の特性に応じ、発達の課題に即した指導を行うようにすることを重視しなければなりません。

そのためには、調和のとれた組織的・発展的な指導計画を作成し、幼児の活動に沿った柔軟な指導を行うことが必要です。また、発達や学びの連続性を踏まえ、小学校以降の生活や学習の基盤の育成につながる幼児教育という観点から教育・保育を見直し充実させていくことも大切です。

● 全ての幼児に提供される質の高い幼児教育

平成27年4月から実施される「子ども・子育て支援新制度」は、質の高い幼児期の教育・保育の提供を大きな目的としています。全ての幼児に対して質の高い教育・保育が行われるように、幼児教育に携わる施設、家庭、地域社会、行政等が、それぞれの役割を果たしながら連携し、取組を進めていかなければなりません。

幼稚園・保育所・認定こども園等の全ての幼児教育を担う施設においては、幼児を中心に据えた教育活動を展開し、教育・保育の質の向上に努めることが求められます。そのためには、保育者の資質と専門性の向上が欠かせません。設置者や行政による幼児教育推進体制の整備と施設や家庭に対する支援、幼児教育の重要性に対する県民の意識の向上を促進する必要があります。

(2) 基本方針

基本方針1 幼稚園・保育所・認定こども園等における幼児教育の充実

幼稚園・保育所・認定こども園等における教育・保育の充実を図り、質の高い幼児教育を提供できるように支えます。

基本方針2 保育者の資質及び専門性の向上

研修体制を整備するとともに研修内容の充実を図り、保育者の資質及び専門性の向上を目指します。

基本方針3 発達や学びの連続性を踏まえた幼児教育の推進

幼稚園・保育所・認定こども園等と小学校との連携を促進し、発達や学びの連続性を踏まえた幼児教育の充実を推進します。

基本方針4 特別支援教育の充実

特別支援教育に関する理解を促進するとともに、保育者の専門性の向上、各種機関との連携を通して、幼稚園・保育所・認定こども園等における特別支援教育の充実を推進します。

基本方針5 家庭や地域社会との連携の推進

幼稚園・保育所・認定こども園等のもつ専門性を生かし、幼児のよりよい成長を支える家庭や地域社会との連携を推進します。

5 推進体制

県内全ての幼稚園・保育所・認定こども園等、県や設置者である市町村・学校法人・社会福祉法人等、家庭や地域社会がそれぞれの役割を果たしながら連携して進めていきます。

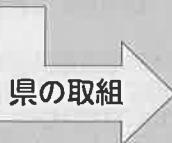
推進連絡協議会(仮称)を設置し、推進上の課題や方向性を検討・協議することにより、実効性のある取組にします。

基本方針1 幼稚園・保育所・認定こども園等における幼児教育の充実

幼稚園・保育所・認定こども園等における教育・保育の充実を図り、
質の高い幼児教育を提供できるように支えます。

重点目標(1) 幼稚園教育要領等の内容の理解促進

～幼稚園教育要領等の趣旨や内容の理解を促進します。～



- 幼稚園教育要領等の趣旨や内容の理解促進

→ 研修会や施設訪問を実施し、幼稚園教育要領等の趣旨や内容を学ぶ場をつくります。

設置者の取組

- 幼稚園教育要領等に基づいた教育・保育が展開できるように環境を整備しましょう。
- 保育者の幼児教育に対する理解と実践力の向上を促しましょう。

幼稚園・保育所・認定こども園等の取組

- 幼稚園教育要領等に基づいた教育・保育を展開しましょう。
- 積極的に研修に参加したり自ら学んだりして、幼児教育に対する理解を深めましょう。

重点目標(2) 教育・保育内容の充実

～幼児期にふさわしい生活を展開するとともに、遊びを通しての指導を中心として、一人一人の特性や発達の課題に即した教育が行われるようにします。～



- 教育・保育課程の編成や指導計画の作成の支援

● 各施設における教育・保育内容の充実の支援
→ 作成のための資料や情報、研修の場を提供します。
→ 施設訪問や講師派遣を行い、よりよい保育を一緒に考えます。

設置者の取組

- 教育・保育課程の編成や指導計画の作成が適切にできるように支援しましょう。
- 保育者が幼児に向き合うことができるよう体制の整備をしましょう。

幼稚園・保育所・認定こども園等の取組

- 幼児の生活する姿を捉え、具体的なねらいや内容、環境の構成を考えた教育・保育課程を編成し、指導計画を作成しましょう。
- 日々の保育を充実させましょう。

重点目標(3) 教育・保育内容の評価と改善

～教育・保育の質の向上のために、日々の実践を振り返り保育に生かしたり、園全体の教育を評価・公表することで改善したりする評価の実施を促進します。～



- 評価についての理解促進と実施の推進

→ 評価の実施状況を調査し、施設運営の評価の充実を促進します。
→ 日々の保育に生かす評価の実施を推進します。

設置者の取組

- 施設運営に関する評価の実施を促し、実施状況の把握と指導を行いましょう。
- 評価の結果に応じた施設への支援や環境整備等の改善措置を行いましょう。

幼稚園・保育所・認定こども園等の取組

- PDCAサイクルによる評価を行い、施設の教育・保育を改善しましょう。
- 記録等を活用して保育を見直し、よりよい保育をつくりだしましょう。

重点目標(4) 教育・保育環境の整備

～全ての施設において、幼児に対する教育が提供できるように環境を整備します。
安心・安全で豊かな教育・保育環境を推進します。～

県の取組

- 教育機会確保の推進
 - 満3歳からの幼児に対する教育機会確保の重要性を伝えます。
- 教育・保育環境の充実促進
 - 幼児期にふさわしい環境についての理解を促します。
 - 危機管理体制整備の重要性を伝え、安心で安全な教育・保育環境を推進します。

設置者の取組

- 満3歳からの幼児に対して、教育ができるようにしましょう。
- 幼児期にふさわしい環境を整えましょう。
- 危機管理体制の整備状況を把握し、適切な指導をしましょう。

幼稚園・保育所・認定こども園等の取組

- 地域や園の特色を生かして、幼児にとって豊かな環境をつくりましょう。
- 危機管理マニュアルの見直しや計画的な避難訓練の実施などにより、常に危機管理を意識しましょう。
- 幼児や保護者の防犯意識を育てましょう。



幼児期だからこそ教育を

幼児期における教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであり、幼児期の特性を踏まえ、環境を通して行うものであることを基本とします。

● 「環境を通して行う教育」とは…

教育・保育内容に基づいた計画的な環境をつくり出し、その環境にかかわって幼児が主体性を十分に発揮して展開する生活を通して、望ましい方向に向かって幼児の発達を促すようにすること。

● 幼児期の特性にかなったものになるために…

- ① 幼児期にふさわしい生活が展開されるようにすること
- ② 遊びを通しての総合的な指導が行われるようにすること
- ③ 一人一人の特性に応じた指導が行われるようにすること

● 保育者は

- ◎ 幼児を理解することが保育の出発点です。
一人一人の幼児の言動や表情から、思いや考えなどを理解し、受け止め、幼児のよさや可能性を理解するように努めましょう。
- ◎ 一人一人の幼児に今どのような体験が必要なのだろうかと考え、そのためにはどうしたらよいかを常に工夫し、日々の保育に取り組みましょう。
- ◎ 保育者が「させる」のではなく、幼児が「したくなる」状況をつくりましょう。



幼児期における「遊び」

幼児期の生活のほとんどは、遊びによって占められている。遊びの本質は、人が周囲の事物や他の人たちと思うがままに多様な仕方で応答し合うことに夢中になり、時の経つも忘れ、そのかかわり合いそのものを楽しむことにある。

遊びにおいて、幼児が周囲の環境に思うがままに多様な仕方でかかわるということは、幼児が周囲の環境に様々な意味を発見し、様々なかかわり方を発見するということである。

意味やかかわり方の発見を幼児は、思考を巡らし、想像力を發揮して行うだけでなく、自分の体を使って、また、友達と共有したり、協力したりすることによって行っていく。そして、この発見の過程で、幼児は、達成感、充実感、満足感、挫折感、葛藤などを味わい、精神的にも成長する。

このように、自発的な活動としての遊びにおいて、幼児は心身全体を働かせ、様々な体験を通して心身の調和のとれた全体的な発達の基礎を築いていくのである。その意味で、自発的活動としての遊びは、幼児期特有の学習なのである。

「幼稚園教育要領解説」より抜粋

【基本方針1 にかかわるキーワード】

教育課程・保育課程の編成 幼児理解 記録 評価 PDCAサイクル 危機管理マニュアル
教育・保育内容の充実 幼児の発達 ねらいと内容 環境の構成と再構成 保育者の役割
「遊び込む」「幼児の主体性」と「教師の意図」のバランス

基本方針2 保育者の資質及び専門性の向上

研修体制を整備するとともに研修内容の充実を図り、
保育者の資質及び専門性の向上を目指します。

重点目標(1) 研修体制の整備

～設置者や各施設と連携して、研修の実施体制と支援体制を整備します。～



- 幼稚園教諭・保育士・保育教諭等に対する研修実施体制の構築
 - 大学や関係機関と連携して指導者を確保し、充実した幼児教育研修が実施できるようにします。
 - 市町村や施設で実施する研修を支援します。

設置者の取組

- 市町村の課題を踏まえた研修や施設間の研修を実施しましょう。
- 保育者が研修に参加したり、研修を実施したりできるような環境を整えましょう。

幼稚園・保育所・認定こども園等の取組

- 園内研修が実施できるように時間や方法を工夫しましょう。
- 積極的に研修に参加したり、研修したことを園で共有したりしましょう。

* 幼稚園・保育所・認定こども園等で行われる研修を園内研修といいます。

重点目標(2) 研修内容の充実

～体系的で効果的な研修を実施するとともに、
市町村や各施設の課題に応じた研修を支援します。～



- 体系的で効果的な研修の実施
 - 保育者の経験やニーズに応じた研修を実施します。
(専門的な研修や実技研修、教育課題解決のための実践的な研修等)
- 市町村や施設における研修の支援
 - 研修内容に応じて、講師を派遣したり情報を提供したりします。

設置者の取組

- 市町村の実情や課題を踏まえた研修内容を考え、実施しましょう。
- 園内研修が充実するように支援しましょう。

幼稚園・保育所・認定こども園等の取組

- 保育者としての専門性を身に付けるように努力しましょう。
- 記録や写真を活用したり、事例を考察したりして、保育を語る力を付けましょう。
- 話しやすい雰囲気をつくり、意見を出し合って、保育を磨いていきましょう。



保育の質を支える研修

質の高い教育・保育を展開するためには、保育者の資質や専門性の向上が欠かせません。
県や設置者、施設の長は、保育者の資質や専門性の向上を図るよう努めなければなりません。

幼稚園教育要領第1章総説第1節5(教師の役割)

教師の役割を果たすために必要なことは、幼稚園教育の専門性を磨くことである。その専門性とは、幼稚園教育の内容を理解し、これらの役割を教師自らが責任をもって日々主体的に果たすことである。(～中略～)専門家としての自覚と資質の向上に教師が努めることが求められる。

保育所保育指針第7章(職員の資質向上)

(略)保育所は、質の高い保育を展開するため、絶えず、一人一人の職員についての資質向上及び職員全体の専門性の向上を図るよう努めなければならない。

「教育公務員特例法」、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」、「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」等

これらにも、保育者の資質や専門性の向上と研修の必要性、任命権者や設置者、施設の長の努力が記載されています。



園内研修をしましよう

園内研修は、保育者の相互理解を深め、保育者の専門性と保育の質を高めることを目的として、定期的に行う研修です。保育を磨き、協働し、園の目指す保育を実現していきましょう。園内研修による保育の質の向上が、一人一人の幼児の健やかな育ちにつながります。園長がリーダーシップを発揮し、研修の内容や方法を工夫しながら進めましょう。

●園内研修の内容

- 保育実践(研究保育を通して)
- 事例研究
- 園の課題に応じて
- 教育課程や保育課程の編成等

●園内研修の方法

- 研究保育
- 記録や事例を通して
- 写真や画像をもとに
- 付箋などを使って発言しやすく

●もち方の工夫

- 短時間で行う
- 同じ内容を2回行う
- 様々な形態で
- (園全体で、担当者間で、近隣園と)

こんな園内研修もできます



●幼児の姿や場面を写真で切り取って

保育の中の幼児の姿や場面を写真で切り取って、その写真をもとに、自分の保育を語ってみましょう。幼児の姿をどう捉えて、どんな思いをもって、どうかわかったか。他の保育者の考えを聞くことで、自分の保育を見つめ直すきっかけになります。

一つの場面や一人の幼児を追いかけて動画で撮影し、その場面の幼児の姿をどう読み取るか、話し合うことも有効です。

●みんなで環境をつくりながら

今日の幼児の様子を話しながら、明日の幼児の姿を予想してみんなで環境を再構成してみましょう。幼児の姿や環境に込める意図を共有できます。

●問い合わせする保育者に応えて

研究保育の際に、事前に、保育者が行き詰まっていることや悩んでいることを他の保育者に伝え、その点に絞って協議を行う方法もあります。ベテランも若手も、困っていることを出し合うことで、園の同僚性も高まります。



県教育委員会等が実施する研修

【基本研修】

- ・幼稚園等新規採用教諭研修
- ・幼稚園教諭等10年経験者研修

【職務研修】

- ・幼稚園長等運営管理協議会
- ・特別支援教育コーディネーター研修会
- ・学力向上推進員研修会

【推薦研修】

- ・徳島県幼稚園教育課程研究協議会
- ・保育技術協議会
- ・幼稚園等マネジメント研修

【特別研修】

- ・“あわ”じんけん講座(校種別実践力向上講座)

【その他】

- ・希望研修・大学・研究機関等研修



●多くの人が研修に参加できるようにします。

- ・研修の詳細は、年度始めにお知らせします。
- ・様々な団体が実施している研修をお知らせします。

●指導者を派遣する事業があります。

- ・要請訪問(県教育委員会)
- ・アドバイザー派遣事業(鳴門教育大学)等

●研修の資料を提供します。

- ・徳島県立総合教育センター
(マナビィセンター・カリキュラムサポートセンター)
- ・徳島県教育委員会学校政策課

設置者は、研修のできる環境を整えましょう。

- 保育者の研修の機会と場をつくりましょう。
- 市町村の課題を踏まえた研修を実施しましょう。
- ・保・幼・小の合同研修・特別支援教育等

【基本方針2にかかわるキーワード】

研修計画 研修の工夫ときっかけ 同僚性 ファシリテーター 学び合い 伝える力
「見える」化 発言したくなる 明日の保育が待ち遠しい 若手を育てる

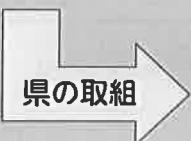
基本方針3

発達や学びの連続性を踏まえた幼児教育の推進

幼稚園・保育所・認定こども園等と小学校の連携を促進し、
発達や学びの連続性を踏まえた幼児教育の充実を推進します。

重点目標(1) 小学校以降の生活や学習の基盤の育成につながる観点からの 幼児教育の充実

～発達や学びの連続性を踏まえた教育・保育を推進します。～



発達や学びの連続性を踏まえた教育・保育実践の推進

- 研修や施設訪問を通して、発達や学びの連続性と幼児教育の独自性について伝えます。
- 小学校以降の生活や学習の基盤の育成につながる観点から、教育・保育を見直す機会をつくります。

設置者の取組

- 発達や学びの連続性と幼児教育の独自性を踏まえた教育・保育実践を支えましょう。

幼稚園・保育所・認定こども園等の取組

- 小学校以降の指導内容や指導方法を知り、幼児の学びや育ちに見通しをもちましょう。
- 幼児教育の独自性を知り、幼児期に育てるを見極めましょう。
- 発達や学びの連続性を踏まえた指導を充実させましょう。

重点目標(2) 小学校との連携・接続の推進

～幼稚園・保育所・認定こども園等と小学校との交流の機会を充実し、相互理解を基にした連携・接続を推進します。～



小学校との連携・接続の推進

- 幼・小・中連携推進事業「学びのかけ橋」プロジェクトを実施し、その成果を普及します。
- 小学校教育との円滑な接続の在り方や進め方について伝えます。

設置者の取組

- 幼稚園・保育所・認定こども園等と小学校との交流や合同研修の実施など、相互理解の機会をつくりましょう。
- 接続カリキュラムの作成に積極的に取り組みましょう。

幼稚園・保育所・認定こども園等の取組

- 小学校教員と話し合い、接続カリキュラムを作成するなど、取組を充実させましょう。
- 合同活動の年間計画をつくり、互恵性のある活動を計画的・継続的に行いましょう。
- 子供の姿を中心とした事前・事後の話合いを大事にしましょう。



「幼児期の教育と小学校教育の円滑な接続の在り方について(報告)」 平成22年11月11日
幼児期の教育と小学校教育の円滑な接続の在り方に関する調査研究協力者会議

(報告のポイント)

- ① 幼児期の教育と小学校教育の関係を「連続性・一貫性」で捉える考え方を示す。
- ② 幼児期と児童期の教育活動をつながりで捉える工夫を示す。
- ③ 幼小接続の取組を進めるための方策（連携・接続の体制づくり等）を示す。

「スタートカリキュラムスタートブック」 平成27年1月 文部科学省 国立教育政策研究所 教育課程研究センター

重点目標(3) 幼稚園・保育所・認定こども園等の連携の促進

～幼稚園教諭・保育士・保育教諭等が相互に教育・保育についての理解を深め、子供の豊かな育ちにつながる連携を促進します。～



- 幼稚園・保育所・認定こども園等相互の理解と連携の推進
→ 幼稚園教諭・保育士・保育教諭が共に学ぶことのできる研修を行います。

設置者の取組

- 合同研修を実施するなどし、保育者同士の相互理解を進めましょう。
- 施設間の交流や連携が進むようにしましょう。

幼稚園・保育所・認定こども園等の取組

- 合同保育や施設の共用などを通して、児童同士、保育者同士の交流をもちましょう。
- 地域の子供の育ちを共に話し合う機会を進んでもちましょう。



幼児の学びや育ちをつなぎましょう

幼児期の特性を踏まえ、幼児の生活や遊びが充実するようにしましょう。

豊かな経験を通して培われた学びや育ちが小学校以降の生活や学習の基盤となります。

幼児期の教育は、小学校教育の前倒しでも準備期間でもありません。

幼児期の経験を通した豊かな学びや育ちが、小学校以降の学習や生活の基盤となるのです。小学校教育を見通しながら、幼児期の生活や遊びを充実したものにしていくこと、小学校と連携して、幼児期の学びや育ちをつないでいくことが大切です。

●「学びの芽生え」から「自覚的な学び」へ

「学びの芽生え」とは、学ぶことを意識しているわけではないけれど、楽しいことや好きなことに集中することを通じて様々なことを学んでいくことです。この幼児期の「学びの芽生え」を小学校における「自覚的な学び」に円滑に移行できるようにしていくことが重要です。

●「アプローチカリキュラム」と「スタートカリキュラム」

幼児期から小学校への学びを教育課程でつなぎます。「何をつなぐのか」を大事にしながら、小学校の教員と共に作成してみましょう。

例えば…
・「安心」「成長」「自立」「言葉の育ち」
・「主体的に環境にかかわろうとする力」

互恵性のある合同活動



●小学校との合同活動

「お世話」「お客様」「ご招待」でよいのでしょうか。

小学生が幼児のお世話をするのではなく、幼児も小学生も、自己発揮できる活動、楽しみ合うことのできる活動になるように考えましょう。

子供の姿を中心とした事前・事後の話合いがとても大事です。

●幼稚園・保育所・認定こども園相互の交流

日常的な交流をもちましょう。児童同士の交流や保育者同士の交流が、地域の乳幼児の成長を支える連携につながります。

【基本方針3 にかかわるキーワード】

「学びの芽生え」から「自覚的な学び」へ 小学校以降の生活や学習の基盤の育成

幼児期の「3つの自立」から児童期の「3つの自立」、「学力の3要素」へ

幼児期の教育から小学校教育への滑らかな接続 「アプローチカリキュラム」と「スタートカリキュラム」

● 保育者は

- 小学校以降の教育を知りましょう。参観日に相互参観するのもいい方法です。
- 幼児期には何を大事にするのかを考えたり、幼児期の何をどうやってつなぐのか、小学校の先生と話したりしましょう。
- 小学校以降の学習や生活を見通して、幼児教育を充実させましょう。
- 合同活動は事前と事後の話合いを大事にして、互恵性のある活動にしましょう。

「PPCC」で進めましょう

Principal : 管理職のリーダーシップが大切。

Partner : パートナーを見付けましょう。

Curriculum : 教育課程・年間計画でつながる。

Community : 地域の中で。地域を巻き込んで。

●幼小中連携推進事業

「学びのかけ橋」プロジェクト

平成22年度から研究指定校で研究に取り組んでいます。研究の成果を参考にしてください。

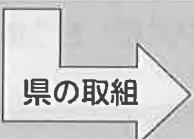
(徳島県立総合教育センターHP)

基本方針4 特別支援教育の充実

特別支援教育に関する理解を促進するとともに、保育者の専門性の向上、各種機関との連携を通して、幼稚園・保育所・認定こども園等における特別支援教育の充実を推進します。

重点目標(1) 幼稚園・保育所・認定こども園等における指導の充実

～特別支援教育についての理解を促進するとともに、保育者の専門性の向上を図り、各施設における特別支援教育の充実を支えます。～



- 保育者の専門性向上のための研修等の実施
- 支援方法に関するモデル研究の成果等の情報提供
- 講演会や研修会、資料配付等による啓発

設置者の取組

- 幼児の教育的ニーズに応じて、多様な学びの場を整備しましょう。
- 地域の実情に応じた研修や、住民に向けた理解啓発に努めましょう。

幼稚園・保育所・認定こども園等の取組

- 一人一人に応じた個別の指導計画を作成し、園全体で共有・活用しましょう。
- 積極的に研修し、専門性を高めましょう。
- 相談・支援体制を整え、保護者を支え、保護者と共に幼児を支援しましょう。

重点目標(2) 専門性のある相談・支援体制の整備

～障がいのある幼児に最も適切な教育を行うという視点に立った相談・支援体制を整備し、各施設における特別支援教育の充実を支えます。～



- 基礎的環境整備の促進
- 特別支援教育巡回相談員の配置や特別支援教育専門家チームの設置など、専門性のある相談・支援体制の整備と活用の促進

設置者の取組

- 基礎的環境整備を進めましょう。
- 相談窓口の設置など、相談・支援事業に関する情報提供と活用促進に努めましょう。

幼稚園・保育所・認定こども園等の取組

- 園内で支援委員会を組織、運用し、指導の充実を図りましょう。
- 保護者に対する相談支援を行いましょう。
- 相談・支援事業を活用しましょう。

重点目標(3) 関係機関と連携した早期からの長期支援体制の構築

～必要な支援を幅広い分野から長期的に受けられるようにするために、各施設、保護者、行政、専門機関等が連携した支援体制の構築を推進します。～



- 継続的な教育相談・指導を行うための体制整備
- 個別の支援計画等の作成の支援
- モデル研究等に関する情報提供

設置者の取組

- 障がいのある子供の情報を把握し、早期からの教育相談・支援を行いましょう。
- 個別の支援計画等の作成を進めましょう。
- 引継ぎの体制をつくり、場を設けましょう。

幼稚園・保育所・認定こども園等の取組

- 保護者や関係機関と連携し、個別の支援計画等を作成しましょう。
- 個別の指導計画・個別の支援計画等を活用し、小学校への移行を支援しましょう。



保護者や関係機関と連携して、一貫した適切な支援を行いましょう。

保護者の話を聴いて、幼児のことを共に考えましょう。

幼児がかかわっている専門家からの情報を得て、一貫した支援を行いましょう。

相談・連携したい内容に合わせて、教育・医療・保健・福祉などの機関とつながりましょう。

● 福祉関係機関

検診や相談を行い、早期発見や適切な支援を行います。

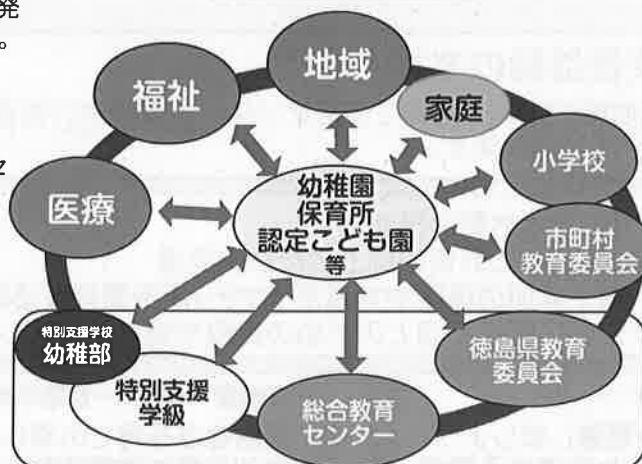
- ・福祉事務所
- ・保健所
- ・こども女性相談センター
- ・発達障がい者総合支援センター ハナミズキ
- ・こども家庭支援センター ひかり
- など

● 医療関係機関

診療や相談を行い、早期発見や早期支援につなぎます。

- ・徳島赤十字ひのみね総合療育センター など

関係機関との連携



* 各機関の連絡先や情報は、「関係機関一覧」を参照してください。

● 地域関係機関

地域での相談や支援を行います。

- ・地域特別支援連携協議会

● 市町村教育委員会

適切な就学先を保護者や園と一緒に検討します。

- ・市町村教育支援委員会
- ・特別支援教育に関するなど

● 徳島県教育委員会

特別支援教育を推進します。

- ・国や県の制度に関するなど
- ・県立特別支援学校に関するなど

必要な支援を幅広い分野から長期的に

○家庭や関係機関と連携することで、早期からの継続した支援が可能になります。「個別の支援計画」等を作成・活用しましょう。

○保護者や市町村が作成した「サポートファイル」や「就学支援シート」などを活用し、小学校への移行を支援しましょう。

「個別の指導計画」を作成しましょう



● 「個別の指導計画」を作成すると

その幼児の言動を注意深く見るようになります。その幼児に対してどう声をかければよいかわかるようになります。活動や指導方法を見直すことができるようになります。
→保育者が変わります。

他の幼児も注意深く見るようになり、理解が深まります。その幼児にとって分かりやすい指導は、学級全体にとっても分かりやすいものになります。その幼児に対する保育者の支援は、他の幼児のモデルとなり、認め合い育ち合う関係が育まれます。
→学級や園が変わります。

● 「個別の指導計画」を作成するために

- ① 幼児の今の姿(実態)を認めましょう。
- ② 長期目標(指導の方向性)を立てましょう。
- ③ 短期目標(短いスパンの具体的な目標)を立てましょう。
- ④ 指導の手立て(指導や支援の方法)を考えましょう。
- ⑤ 日々の記録をもとに評価しましょう。
- ⑥ 短期目標や指導の手立てを見直したり、手立てをグレードアップしましょう。

★詳しくは http://www.tokushima-edc.ed.jp/education_document/special_support/index.html

● 特別支援学校

センター的機能による支援を行います。

- ・園内研修の講師
- ・巡回相談員による教育相談 など

● 徳島県立総合教育センター

保護者や保育者からの相談を受けます。

- ・電話、メール、来所、出張による相談
- ・ほっとアドバイス、出張ほっとアドバイス
- ・子育てや個別の指導計画作成に関するなど

子供の困ったところばかり見ていませんか

「どうしてこんなことするの」「なぜできないの」保育者が困っているとき、子供も困っています。

一人一人の「得意なところ」「良いところ」などを見付けてほめてみましょう。できて当たり前と思うことも認めてほめましょう。保護者にもほめた内容を伝えましょう。

子供の幸せを増やすことが、子供の行動改善につながります。

● 保育者は

○ 一人一人の幼児の教育的ニーズを把握し、一人一人に応じた具体的な指導計画を作りましょう。

○ 園全体で、特別な支援を必要とする幼児の理解と、具体的な指導を共有しましょう。保護者との信頼関係を大事にしながら進めましょう。

○ 関係機関と連携し、計画的・組織的な支援ができるようにしましょう。

【基本方針4 にかかわるキーワード】

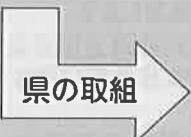
インクルーシブ教育 基礎的環境整備 ユニバーサルデザイン 合理的配慮 保護者との連携
個別の指導計画 個別の支援計画 個別の教育支援計画 就学支援シート
「子供の行動には理由がある」 実態把握 ポジティブルール

基本方針5 家庭や地域社会との連携の推進

幼稚園・保育所・認定こども園等のもつ専門性を生かし、
幼児のよりよい成長を支える家庭や地域社会との連携を推進します。

重点目標(1) 子育て支援活動の充実

~各施設の地域における「子育て支援センター」「幼児期の教育のセンター」としての役割を支援します。~



- 子育て支援活動の推進
- 家庭や地域の教育力向上のための支援
 - 親子参加の講座や地域ボランティアを養成する講座を行います。
 - 家庭の教育力向上のための資料や情報を提供します。

設置者の取組

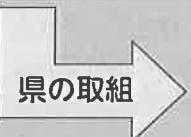
- 地域の子育て支援体制を整備しましょう。
- 地域資源の活用、学ぶことのできる機会の提供などにより、家庭や地域の教育力を向上させましょう。

幼稚園・保育所・認定こども園等の取組

- 保護者が子育ての楽しさを実感することのできる子育て支援活動を行いましょう。
- 幼児教育の専門機関としての機能を充実させましょう。

重点目標(2) 預かり保育や延長保育の充実

~幼児の心身の負担に配慮し、家庭生活との連続性を図った預かり保育や延長保育を推進します。~



- 幼児の心身の負担に配慮した預かり保育や延長保育の推進
- 家庭生活との連続性を図った預かり保育や延長保育の推進
 - 長時間にわたる保育が、幼児の生活リズムを大切にし、家庭教育の充実につながるものとなるように、理解を促進します。

設置者の取組

- 地域の実態や保護者の事情を踏まえ、幼児の生活にとって必要な指導体制と環境を整備しましょう。
- 施設が家庭と連携を深められるように支えましょう。

幼稚園・保育所・認定こども園等の取組

- 幼児一人一人の生活リズムを考慮した柔軟な保育を行いましょう。
- 適切な計画と指導体制を整えましょう。
- 保護者との連携を図り、「共に幼児を育てる」意識が育つように支えましょう。

重点目標(3) 家庭や地域社会との連携の充実

~幼児のよりよい成長を支える家庭や地域社会との連携を推進します。~



- 家庭や地域社会との連携の推進
- 地域ぐるみで家庭教育を支援する基盤の形成
 - 家庭教育に関する研修等を実施し、家庭教育を支援する体制の整備を推進します。

設置者の取組

- 幼児のよりよい成長を支える家庭や地域社会との連携を進めましょう。
- 地域の子供を地域で育てる活動の実施やネットワークづくりを進めましょう。

幼稚園・保育所・認定こども園等の取組

- 家庭や地域社会と連携し、幼児の豊かな体験や望ましい生活習慣の形成ができるようになります。
- 地域の施設として、開かれた園づくりに努めましょう。



幼児一人一人の生活のリズムに配慮して

長時間にわたる保育については、幼児の発達の過程や生活のリズム、心身の状態に配慮して、幼児期にふさわしい無理のないものにしましょう。

家庭生活との連続性を図りながら、幼児一人一人にあった居場所づくりを行うことが重要です。

●適切な指導体制

- 安心で安全な生活
- 1日の生活の連続性及びリズムの多様性への配慮
- 引継ぎなどによる保育者同士の緊密な連携
- 園全体の協力体制

●地域の資源の活用

- 家庭や地域での生活の考慮
- 多様な体験ができるように
- 地域のボランティアの協力
- 地域の施設の活用

●家庭との緊密な連携

- 園での幼児の様子、家庭での過ごし方の情報交換
- 園と共に幼児を育てる意識
- 保護者の事情や地域の実態への配慮

園で行う子育て支援



●地域における子育て支援のセンターとして

例えばこんな活動があります

- ・未就園児の親子登園
- ・幼児期の教育に関する相談の実施
- ・子育て公開講座の開催
- ・園庭、園舎の開放
- ・保護者同士の交流の機会の提供
- ・高齢者、ボランティア団体、子育てサークルなどとの交流

子供の健やかな育ちにつながるように

- ・子育てについての悩みや不安を感じている保護者の思いを受け止める。
- ・保護者自身が自分の子育てを振り返るきっかけや子育てについて学ぶ場に。

保護者が子育ての楽しさを実感できるように

家庭教育は、全ての教育の出発点であり、家族の愛情と信頼に基づく、安らぎのある楽しい家庭をつくることが、家庭教育の環境として最も大切なことです。

保護者の保護者としての育ちを応援することが、家庭教育支援の基本です。保護者の元気や子供を育てようという気持ちがまず大切であり、子育てを楽しむことや保護者自身の人間としての成長を支えていくことが重要です。

保護者が子育ての楽しさを実感できるように、園や地域、保護者同士の子育て支援のネットワークをつくっていくことが大切です。

● 保育者は

保護者の取組

- 親の笑顔が子供の笑顔をつくります。一人で悩まず、前向きに子育てしましょう。
- 「早寝・早起き・朝ごはん」といった、子供にとって望ましい生活習慣を形成しましょう。

地域社会の取組

- 地域ぐるみで子育てを支援するネットワークを作りましょう。
- 子育て家庭が他の子育て家庭や地域とかかわりや交流をもてるような機会や場を作りましょう。

⌚ 長時間、園で生活をする幼児の1日の生活のリズムに配慮しましょう。

⌚ 保護者の多様な価値観を受け止めながら、幼児のための連携を進めましょう。

⌚ 保護者同士・保護者と地域をつなぎましょう。開かれた園づくりに取り組みましょう。



県が実施しているイベントもあります。

[総合教育センター生涯学習講座・イベント情報]

- 父親力ルネサンス推進講座
 - 親子で楽しむ体験ひろば
 - 親子で楽しむ映画会 など
- ★詳しくは <http://syougai.tokushima-ec.ed.jp/>

[こども未来・青少年課 はぐくみネット イベント情報]

- おぎやっと21
 - すくすくあすたむ～親子で一緒に遊ぼう！学ぼう！～
 - 親子フェスティバル ○こども鑑賞クラブ など
- ★詳しくは <http://www.tokushima-hagukumi.net/shien/>

【基本方針5 にかかわるキーワード】

1日の生活の連続性及びリズムの多様性への配慮 保育者の専門性を生かした子育て支援
子育ての楽しみ 支援のネットワーク 家庭や地域の教育力の向上 地域の子供を地域で育てる
地域の関係機関や団体等との積極的な連携

参考となる資料

〔教育・保育の基本〕

- 「幼稚園教育要領」「幼稚園教育要領解説」 平成20年 文部科学省
- 「保育所保育指針」「保育所保育指針解説」 平成20年 厚生労働省
- 「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」 平成26年 内閣府 文部科学省 厚生労働省
「幼保連携型認定こども園教育・保育要領解説」 平成27年 内閣府 文部科学省 厚生労働省

〔指導資料等〕

- 「幼稚園教育指導資料 第1集 指導計画の作成と保育の展開」 平成25年改訂 文部科学省
- 「幼稚園教育指導資料 第3集 幼児理解と評価」 平成22年改訂 文部科学省
- 「幼稚園教育指導資料 第5集 指導と評価に生かす記録」 平成25年改訂 文部科学省
- 「幼児期運動指針」「幼児期運動指針ガイドブック」 平成24年 文部科学省
- 「保育所における自己評価ガイドライン」 平成21年 厚生労働省
- 「幼稚園における学校評価ガイドライン」 平成24年改訂 文部科学省

〔保幼小連携・接続〕

- 「幼児期の教育と小学校教育の円滑な接続の在り方について(報告書)」
平成22年 幼児期の教育と小学校教育の円滑な接続の在り方に関する調査研究協力者会議
- 「保育所・幼稚園・小学校の連携事例集」 平成21年 文部科学省 厚生労働省
- 「スタートカリキュラムスタートセット」 平成27年 文部科学省 国立教育政策研究所 教育課程研究センター

〔人権教育〕

- 「人権教育の指導方法等の在り方について[第三次とりまとめ]」
平成20年 人権教育の指導方法等に関する調査研究会議
- 「徳島県人権教育推進方針」 平成16年(平成26年一部追記) 県教育委員会
- 「人権教育指導者用手引書“あわ”人権学習ハンドブック」 平成19年 県教育委員会
- 「人権教育指導者用手引書Ⅱ“あわ”人権学習ハンドブックプラス」 平成27年 県教育委員会

〔食育〕

- 「食に関する指導の手引ー第1次改訂版ー」 平成22年 文部科学省
- 「徳島県学校食育指導プランⅡ『す・だ・ち』」 平成27年 徳島県教育委員会
- 「保育所における食事の提供ガイドライン」 平成24年 厚生労働省

〔防災〕

- 「『幼稚園における緊急地震速報に対応した先進的な避難行動に関する実践研究』報告書」
平成27年 徳島県教育委員会

〔特別支援教育〕

- 「通常の学級に在籍している特別な支援を必要とする子どものチェックシート」 平成16年 徳島県教育委員会
- 「特別な支援を必要とする子どもの参考資料」
平成10年 特別支援教育推進体制モデル事業に係る調査研究運営会議
- 「徳島県の特別支援教育の取り組み」 平成18年 徳島県教育委員会
- 「個別の指導計画を作成するためにー特別な支援を必要とする児童生徒への対応ー」
平成20年 徳島県立総合教育センター
- 「個別の教育支援計画を作成するためにー『家庭や関係機関と連携した支援のためのツール』ー」
平成23年 徳島県立総合教育センター

〔読書〕

- 「徳島県子どもの読書活動推進計画[第三次推進計画]」 平成26年 県教育委員会
- 「とくしまの子どものためのブックリスト100プラス!」 平成22年 県教育委員会
- 「とくしまの赤ちゃんのためのブックリスト100ジャスト!」 平成23年 県教育委員会

〔子育て支援〕

- 「幼稚園における子育て支援活動及び預かり保育の事例集」 平成21年 文部科学省
- 「子育て支援指導者養成研修に関する研修についてー研修プログラム作成協力者会議ー」
平成20年 子育て支援に関する研修プログラム作成協力者会議

〔家庭教育〕

- 「家庭教育手帳ドキドキ子育て(乳幼児編)」 平成22年 文部科学省
- 「家庭で・地域で・学校でみんなで早寝早起き朝ごはんー子どもの生活リズム向上ハンドブック」
平成20年 子どもの生活リズム向上指導資料編成委員会

徳島県における幼児教育の状況

[乳幼児数の変化]

H26.4 統計戦略課「年齢別推計人口」(人)

	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
0歳児	6,408	6,205	5,852	6,038	5,865	5,813	5,720	5,822	5,767	5,505	5,446
1歳児	6,770	6,536	6,135	5,964	6,146	6,013	5,973	5,589	5,965	5,889	5,699
2歳児	7,048	6,777	6,328	6,153	5,930	6,139	6,021	5,722	5,595	5,979	5,896
3歳児	7,189	7,043	6,605	6,331	6,131	5,928	6,140	5,845	5,773	5,615	6,006
4歳児	6,940	7,171	6,380	6,597	6,333	6,123	5,925	5,989	5,838	5,784	5,621
5歳児	7,143	6,931	6,996	6,870	6,577	6,302	6,141	5,818	6,001	5,846	5,744
計	41,498	40,663	38,796	37,953	36,982	36,318	35,920	34,785	34,939	34,618	34,412

[保育所設置状況・入所園児数(0歳～5歳)]

H26.4.1 こども未来・青少年課調べ

	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
施設数(園)	229	222	223	220	217	214	213	214	216	214	209
入所園児数(人)	14,187	14,241	13,979	13,706	13,590	13,579	13,821	13,961	14,327	14,523	14,821

[幼稚園の設置状況]※休園数は含まない

H26.5.1 学校政策課調べ(園)

	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
国立	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
公立	168	168	166	162	157	153	150	148	141	142	138
私立	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	11
計	181	181	179	175	170	166	163	161	154	155	155

[幼稚園児数]

H26.5.1 教育戦略課「学校基本統計」(人)

	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
3歳児	607	594	627	594	515	495	544	513	544	500	433
4歳児	3,646	3,700	3,707	3,650	3,617	3,359	3,172	3,301	3,196	3,211	3,077
5歳児	5,183	4,832	4,834	4,770	4,506	4,443	4,174	3,904	4,016	3,851	3,839
計	9,436	9,126	9,168	9,014	8,638	8,297	7,890	7,718	7,756	7,562	7,349

[就園率]※小学校1年生の児童数に対する幼稚園修了者数の割合

H26.5.1 文部科学省「学校基本調査」(%)

	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
全国	58.9	58.4	57.7	57.2	56.7	56.4	56.2	55.3	55.1	54.8	54.2
徳島県	70.9	71.1	68.6	68.6	68.1	67.5	68.3	65.8	66.0	65.4	64.4

[認定こども園設置予定]

H26.10 こども未来・青少年課調べ(園)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
幼保連携型認定こども園(公立)	3	7(10)	2(12)	0(12)	1(13)	1(14)
幼保連携型認定こども園(私立)	1	2(3)	6(9)	3(12)	1(13)	0(13)
幼稚園型認定こども園(公立)	0	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
幼稚園型認定こども園(私立)	0	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
保育所型認定こども園(公立)	5	11(16)	▲2(14)	1(15)	0(15)	0(15)
保育所型認定こども園(私立)	0	1(1)	0(1)	0(1)	0(1)	0(1)
地方裁量型認定こども園(公立)	0	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
地方裁量型認定こども園(私立)	0	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
計(公立)	8	18(26)	0(26)	1(27)	1(28)	1(29)
計(私立)	1	3(4)	6(10)	3(13)	1(14)	0(14)
合計	9	21(30)	6(36)	4(40)	2(42)	1(43)

※()内は累計数

※上記の他、時期未定6園有り。 幼保連携型(公立)2園、幼保連携型(私立)3園、類型未定(私立)1園。

関係機関一覧

●徳島県教育委員会		http://www.pref.tokushima.jp/soshiki/iinkai/	
1	学校政策課	☎ 088-621-3136	・幼児教育全般、公立幼稚園等に関すること ・研修や訪問指導に関すること
2	教職員課	☎ 088-621-3128	・教員免許状の授与や更新に関すること
3	体育学校安全課	☎ 088-621-3167	・運動・生活習慣や食育に関すること ・防災教育に関すること
4	人権教育課	☎ 088-621-3155	・人権教育に関すること
5	生涯学習政策課	☎ 088-621-3145	・家庭教育やPTA活動に関すること
6	特別支援教育課	☎ 088-621-3142	・特別支援教育全般に関すること
●徳島県立総合教育センター		http://www.tokushima-ec.ed.jp/	
1	特別支援・相談課	☎ 088-672-5200	・特別支援教育全般に関すること ・相談・支援や研修に関すること
2	生涯学習課	☎ 088-672-5400	・家庭教育支援に関すること ・図書やビデオの閲覧・貸出、親子で楽しむイベントなど http://syougai.tokushima-ec.ed.jp/
3	教職員研修課	☎ 088-672-5100	・教職員研修全体に関すること
4	学校経営支援課	☎ 088-672-6420	・研修講師の要請訪問に関すること ・参考図書の閲覧・貸出に関すること
●県民環境部こども未来・青少年課		http://www.pref.tokushima.jp/soshiki/kodomomiraiseisounenka/	
1	県民環境部こども未来・青少年課	☎ 088-621-2164	・保育所・認定こども園全般に関すること ・保育士資格に関すること　・子育て支援に関すること
2	徳島県子育て総合支援センター「みらい」	☎ 088-655-4625	・子育て支援活動に関すること http://www.tokushima-hagukumi.net/mirai/
☆	とくしまはぐくみネット		・子育て支援事業に関すること http://www.tokushima-hagukumi.net/shien/
●経営戦略部総務課		http://www.pref.tokushima.jp/soshiki/soumuka/	
1	経営戦略部総務課	☎ 088-621-2027	・私立幼稚園全般に関すること
●その他			
1	鳴門教育大学社会連携課 地域連携係	☎ 088-687-6101	・教育支援講師・アドバイザー等派遣事業に関すること
2	徳島県就学前人権教育研究会	☎ 088-625-6150 (県人教事務局)	・就学前人権教育研究会に関すること
3	徳島県保育事業連合会	☎ 088-654-4461	・保育士研修事業に関すること
4	中央こども女性相談センター	☎ 088-622-2205	・児童福祉の専門機関
5	南部こども女性相談センター	☎ 0884-22-7130	・養護相談、障がい相談、育成相談(しつけ等)など、児童相談全般に関すること
6	西部こども女性相談センター	☎ 0883-53-3110	
7	こども家庭支援センターひかり	☎ 088-666-2211	
8	徳島県発達障がい者総合支援センター ハナミズキ	☎ 0885-34-9001	・発達障がいのある方やその家族などの支援に関すること http://www.pref.tokushima.jp/hattatsu/hanamizuki/
9	徳島保健所	☎ 088-652-5151	
10	阿南保健所	☎ 0884-22-0072	
11	美波保健所	☎ 0884-74-7343	
12	吉野川保健所	☎ 0883-24-1114	・医師、保健師などによる療育相談や療育指導、母子保健や精神保健福祉相談などに関すること
13	美馬保健所	☎ 0883-52-1017	
14	三好保健所	☎ 0883-72-1122	

★市役所や町村役場、教育委員会等にも、各種情報提供・相談の窓口があります。

「徳島県幼児教育振興アクションプランⅡ」及び概要版は、次のサイトに掲載しています。

徳島県ホームページ <http://www.pref.tokushima.jp/bunya/school/>

徳島県立総合教育センターホームページ <http://www.tokushima-ec.ed.jp/>

問合せ先： 徳島県教育委員会学校政策課 ☎088-621-3136